

加盟店情報交換センター

一般社団法人日本クレジット協会（加盟店情報交換センター）は、割賦販売法で認定されたクレジット業界の自主規制団体として、同法に基づき、加盟店の悪質な行為によるお客様の被害を防止するために必要な情報を会員（クレジット会社）間で共同利用しております。このほど、更なる消費者利益の保護を図るため、加盟店情報交換制度において、お客様からの申出について、登録の対象を拡大することとなりました。

今後、割賦販売法に基づき登録していた「苦情原因分類情報」等に加えて、クレジットを利用したお客様からの加盟店に係る申出の事実が「申出情報」として登録されます。この場合、加盟店に起因しないもの、お客様の誤解等によるものは除かれます。

◆「申出情報」は、割賦販売法に規定する「利用者等の保護に欠ける行為」に該当するか否かの判断が困難なものが登録されます。したがって、既存の「苦情原因分類情報」等とは性質が異なる情報であり、この情報をもってただちに問題があると判断されるものではありません。

◆なお、申出情報としては、「加盟店名称」、「所在地」、「利用日」、「申出受付日」、「販売方法」の他、「お客様の申出内容」及び「加盟店の主張」等の内容が、6か月間協会に登録され、クレジット会社間で参考情報として共同利用されます。

加盟店情報交換制度及び共同利用目的については、一般社団法人日本クレジット協会のホームページ（<http://www.j-credit.or.jp/>）をご覧ください。

1. 申出情報の利用目的

申出情報は、クレジット会社において、加盟店情報交換センターから提供された情報に係る加盟店を利用した自社の利用者等からの申出の受付状況の再確認などに利用されます。

2. 利用するクレジット会社

登録された情報は、加盟店情報交換制度に加盟するクレジット会社間で共同利用されます。加盟会社については、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しております。

<http://www.j-credit.or.jp/>

3. 登録された情報の確認(情報の開示)

加盟店様は、自社に係る登録情報を確認することができます。ご要望がある場合は、下記までご連絡ください。

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1-4-1 住生日本橋小網町ビル

電話番号：03-5643-0011（代表）